



スクールソーシャルワーカーの 効果的な活用に向けた ガイドライン



児童・生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中、学校現場においては不登校をはじめとして、いじめや児童虐待等への対応が求められてきました。近年では、経済格差やヤングケアラーなど、複雑化・多様化した課題にも直面しています。

そうした課題解消のためには、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)といった心理・福祉の専門的な人材と教員とがチームとなり、困難を抱えた児童・生徒に対しての適切な支援を行う必要があります。

とりわけ、年々増加する不登校児童・生徒への対応には、福祉的支援が不可欠となっており、その担い手であるSSWに対しては、より一層の活躍が期待されています。実際、都内区市町村においては、年々SSWへのニーズが高まり、配置が進んでいるところです。

一方で、SSWの職務が多岐にわたることから、その役割について、各教育委員会や学校現場において、必ずしも十分な理解が得られていないといった現状もあります。また、SSWの職務は、学校の内外をつなぎ、支援の輪を広げながら、児童・生徒の置かれた環境へ働きかけていくといった専門的かつ組織的な対応が要となることから、学校のみならず、SSWの所属する教育委員会や各種関係機関との緊密な連携体制が必要となります。

本ガイドラインは、都内区市町村のSSWが、教育委員会のバックアップ体制のもと学校と適切に「チーム」を形成し、児童・生徒の支援に当たることができるよう、主に教育委員会の事業担当者の方々に向けて作成したものです。

本ガイドラインを参考にSSWへの理解を深め、児童・生徒に関わる関係者全体で協働していくことによって、児童・生徒の安全・安心の場をつくる一歩となることを切に願っております。

令和7年3月
東京都教育委員会



目次

序章 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用に向けて	4
1. 背景と目的	4
2. 本ガイドラインについて	4
3. SSWを効果的に活用するためのステップ	5
第1章 SSWの役割と職務	7
1. スクールソーシャルワークとは	7
スクールソーシャルワークについて	7
SSWとユースソーシャルワーカー(YSW)	7
SSWの基本姿勢	8
SSWの実践領域	9
ソーシャルワークの展開過程	10
2. SSWの役割と職務	11
SSWの役割	11
チーム学校について	12
SSWの職務内容	12
SSWの法的位置づけ	13
3. スクールカウンセラー(SC)との役割の違い	15
SCとSSWの専門性	15
学校内での役割分担	16
4. 組織的対応の必要性	17
SSWへの支援体制と組織的対応	17
学校への対応	17
第2章 教育委員会におけるSSW活用体制の構築	18
1. SSWの活用を進めるにあたって(教育委員会の役割)	18
教育委員会におけるSSW活用の目的及びしくみの明確化	18
2. SSWの配置形態及びメリット/デメリット	18
配置形態の例	18
配置形態の内容とメリット/デメリット	19
配置形態別のSSWの展開過程	22
<取組事例①> 中野区教育委員会	23

第3章 SSW及び学校への支援	24
1. SSWへの支援	24
SSWの専門性向上と組織力の向上のために	24
研修体制の整備	24
SSWの周知	25
スーパービジョン(SV)の実施(スーパーバイザーの配置)	25
業務マニュアルの作成(各教育委員会内でのサービス管理及び整備)	26
記録様式の整備	26
個人情報の扱いについて	26
ケースの管理方法(記録の保管等)	27
SSW相互のつながりの支援(SSWのメンタルヘルス)	27
SSWの定着支援・離職防止対策	27
<取組事例②> 練馬区教育委員会	28
2. 学校への支援	29
学校における教育相談体制づくりと教職員や専門スタッフの役割の明確化	29
ケースに対するSSWの役割及び教職員との連携・協働	29
ケース会議(支援会議)の調整と実施	31
緊急支援が必要な場合の対応について	32
<取組事例③> 八王子市教育委員会	32
第4章 外部支援機関・団体との連携	33
1. 組織間の連携の在り方	33
2. SSWが連携を図る機関	33
3. SSWの周知・活用促進	33
連絡会の開催	33
合同研修の実施	34
周知資料の作成・配布	34
<取組事例④> 昭島市教育委員会	36



序章 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用に向けて

1. 背景と目的

近年では、児童・生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに、刻々と変化していく状況があります。特に、不登校、いじめ、児童虐待、ヤングケアラー、経済的問題を抱える児童・生徒に関しては、その要因が複合化することが多く、学校現場においては従来の方法だけでは対応しきれない課題に直面することが多くなっています。

こうした状況を踏まえ、多くの自治体では、児童・生徒の多様な問題に対して柔軟かつ専門的な支援を提供することのできる、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という)の活用が進められているところです。SSWは、学校内外の社会資源を活用し、児童・生徒の福祉を総合的に支援する役割を担います。

これにより、児童・生徒が安心して育ち、学び、その可能性を最大限に引き出す環境を整えることが期待されています。

2. 本ガイドラインについて

SSWのもつ専門性を十分に活かし、児童・生徒にとっての最善の利益を保障するためには、SSWを活用する各教育委員会等において、SSWの職務を理解しその支援活動を下支えする体制づくりや、学校や関係機関とのネットワーク形成をより強化していく必要があります。

それぞれのSSWがもつ個人の知識・技量だけに依存するのではなく、人材育成を含め組織としての対応が求められているといえます。

東京都においては、「スクールソーシャルワーカー活用事業」により相談体制の強化を支援するほか、「区市町村への不登校対応支援事業」によりSSW活用の体制構築支援及び資質向上を図っています。

本ガイドラインは、各教育委員会の担当者や関係者がSSWを活用した相談体制の強化において、取組のさらなる充実を図る際に、その指針となる提言やグッドプラクティス等を盛り込んでいます。今後のSSWを活用した支援が効果的に実施されるよう、教育委員会等SSWを所管する部署における体制の強化を図るために御活用ください。

なお、本書では、スクールソーシャルワーカーを「SSW」、スクールカウンセラーを「SC」、ユースソーシャルワーカーを「YSW」と表記しています。ソーシャルワークとスクールソーシャルワークについては、カタカナ表記としています。

3. SSWを効果的に活用するためのステップ

SSWの役割遂行と活用の定着(SSWの効果的な活用)に向けては、複数の段階を経て教育委員会等の具体的な取組を充実させる必要があります(▶P.6「教育委員会における具体的な取組例」参照)。

本書は、その段階に応じて区市町村教育委員会等が着実に体制を構築できるよう、以下の4つのステップに沿った構成となっています。第一章ではSTEP1としてSSWの職務等への適切な理解について、第二章では特に重要となるSTEP2としてSSW活用の目的や仕組みの明確化について解説しています。続く第三章及び第四章となるSTEP3～4では、各教育委員会が具体的に取り組むべきポイントが盛り込まれています。

児童・生徒への支援の充実のため、各教育委員会においては、STEP1～4に応じた様々な取組を着実に実施することで、SSWの役割遂行と活用の定着(SSWの効果的な活用)を進めていくことが大切です。

SSWを効果的に活用するためのステップ





教育委員会における具体的な取組例

教育委員会の具体的な取組

STEP1

SSWの職務を理解する
(ソーシャルワーク及びスクール
ソーシャルワークの機能理解)

<取組例>

- ・教育委員会内担当者の研修会 (SSWの基礎知識)実施

STEP2

SSW活用の目的や仕組みの明確化
を行う
(教育委員会におけるSSW活用事業
のグランドデザイン)

<取組例>

- ・教育政策、教育相談施策の反映
- ・SSWの位置づけ、職務内容の明確化、配置形態の工夫
- ・サービス規則、福利厚生等の整備
- ・人材確保、育成方法の体制整備及び離職防止対策
- ・学校への啓発、PR
- ・基礎自治体内の関係部局との連携構築

STEP3

SSW及び学校への支援を実施する
(SSWと学校の相互理解とSSWの活用
促進)

<取組例①SSWへの支援>

- ・研修体制の整備
- ・SVの実施
- ・業務マニュアルの作成
- ・記録様式の整備
- ・学校との連携支援
- ・SSW相互のつながり支援
- ・SSWに教育や学校のことを助言する
- ・SSWに文科省通知等の施策動向を説明する

<取組例②学校への支援>

- ・校長会等での事業説明及びSSWの専門性の説明
- ・SSWの学校訪問への同行
- ・困難事例への対応支援
- ・SSW活用研修への協力
- ・SSWの活用状況の把握及び調整
- ・小中学校間での連携支援

STEP4

自治体(区市町村)における関係
機関との連携を図る
(教育相談と子ども家庭福祉の円
滑な連絡協調体制の構築)

<取組例>

- ・要保護児童対策地域協議会等への出席
- ・自治体内関係部局(子供家庭福祉、障害福祉、地域福祉等)との連携(合同会議等定例会の実施などの体制構築)

到達目標

SSWの役割遂行と活用の定着
(SSWの効果的な活用)



第1章 SSWの役割と職務

■STEP 1 ■ SSWの職務を理解する

(ソーシャルワーク及びスクールソーシャルワークの機能理解)

STEP
1

1. スクールソーシャルワークとは

■ スクールソーシャルワークについて

スクールソーシャルワークは、ソーシャルワーク(☞「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」参照)の理念に基づいた活動で、児童・生徒が日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、社会福祉の専門的な知識、技術を活用しながら、児童・生徒の立場に寄り添って解決するためのシステムです。

平成20年度、文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始し、全国的にSSWの配置が進みました。

スクールソーシャルワークには、児童・生徒一人一人の生活の質の向上を目指すだけでなく、それを可能にする学校・地域をつくるという特徴があります(☞P.12「SSWの職務内容」参照)

▶ ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

2014年「国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)」
及び「国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)」の総会にて採択

■ SSWとユースソーシャルワーカー (YSW)

都内区市町村におけるSSWは主に、小学校・中学校に所属する児童・生徒への福祉的支援を担っています。

東京都の場合、都立学校における福祉的支援及び社会的自立のための支援(就学・就労支援含む)を「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」として平成28年度に制度化しました。その事業を担う専門職を「ユースソーシャルワーカー(YSW)」と呼称しています。

SSWの基本姿勢

スクールソーシャルワークは、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」にある「社会正義・人権・集団的責任・多様性尊重」を実践のよりどころとしていますが、その実現のために大切な姿勢がいくつかあります。一つは、児童・生徒と協力して対等な立場(=パートナーシップ)をとって課題解決に臨む、という姿勢をとるということです。

「パートナーシップ」はSSWが関わる全ての人々との関係においても基本的姿勢となります。

また、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」「こども基本法」はSSWの活動の指針となります。「子どもの権利」については、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」にも示されています。

参考として、以下に「子どもの権利条約における4つの原則」を示します。

▶ 子どもの権利条約の4つの原則

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。

2条 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3条 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6条 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12条 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



引用:公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約:子どもの権利条約の考え方」
<https://www.unicef.or.jp/crc/>

▶ 参考

🍃 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

<https://www.unicef.or.jp/crc/> (公益財団法人日本ユニセフ協会)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (外務省)

🍃 こども基本法(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

🍃 東京都こども基本条例

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/kodomo-kihonjyourei/jyourei>

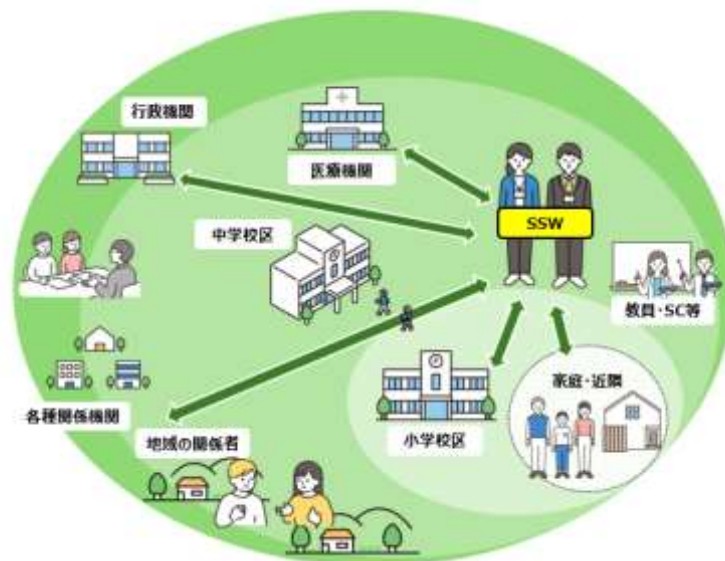
🍃 東京都教育委員会 デジタルリーフレット・生徒指導提要(令和4年12月)のポイント(基礎編)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures/leaflet_seitoshidouteiyou

■ SSWの実践領域

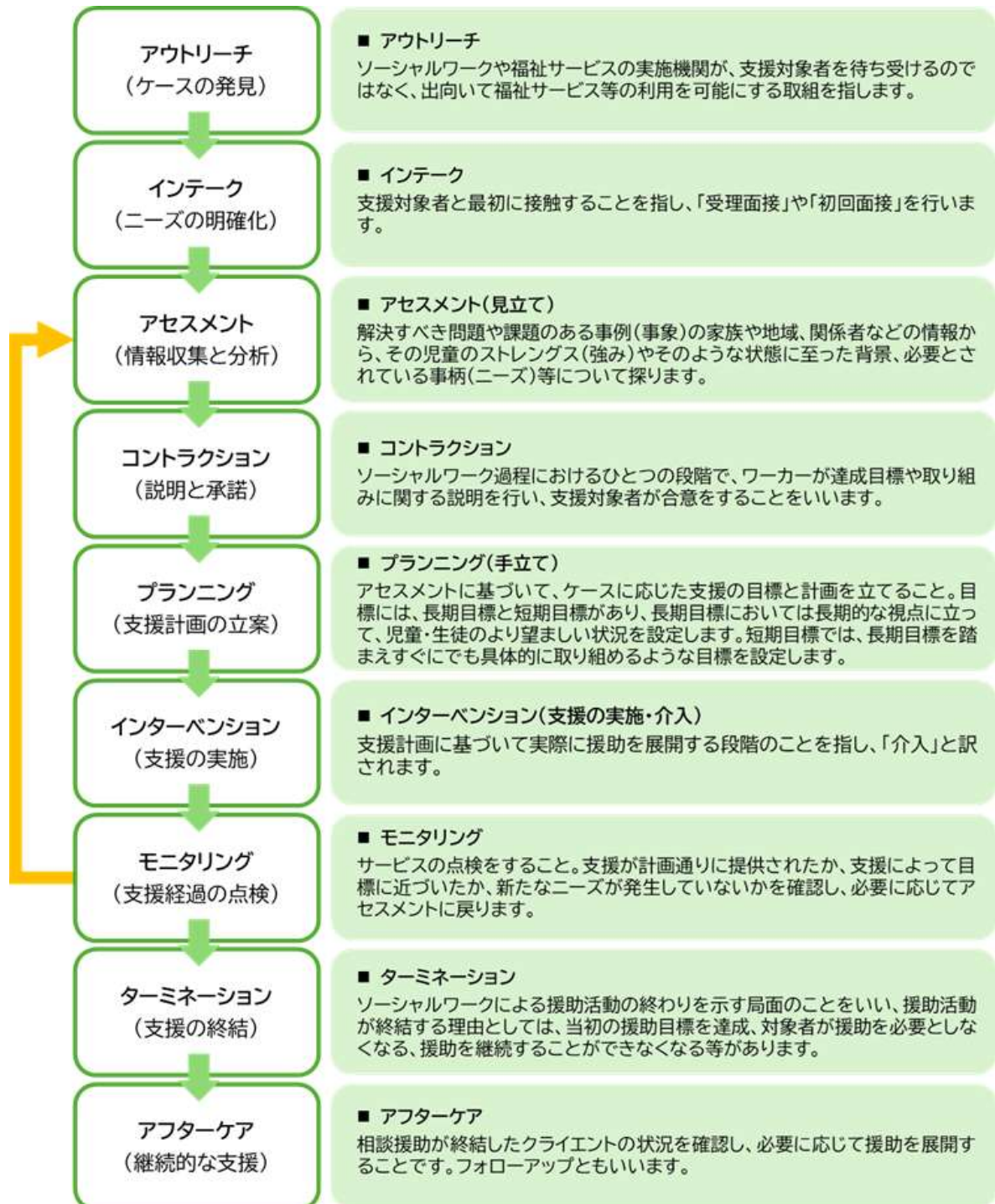
ソーシャルワークの理念に基づくスクールソーシャルワークの実践では、個人(児童・生徒、保護者等)から学校組織(管理職・教員・校内委員会等)、自治体等体制(区市町村教育委員会、子供家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所等の関係機関)に至る多層的なシステム(領域)に対し、適宜働きかけていくこととなります。SSWのみがこの領域を行き来し対応するわけではなく、教育委員会・学校をはじめとする各関係者と協働しながらソーシャルワークを行います。(▶P.12「SSWの職務内容」参照)

🍃 SSWの実践領域イメージ



■ ソーシャルワークの展開過程

ソーシャルワーク実践においては、以下のプロセスで支援活動を行うことになります。この支援の流れを一般的に「ソーシャルワークの展開過程」といいます。



※ソーシャルワークは「アウトリーチ」から「アフターケア」の手順に従って支援が進みますが、「モニタリング」において支援の変更等が必要となった際には、「アセスメント」に戻って支援を組み立て直すようにします。これを「リアセスメント(再アセスメント)」といいます。

▶ 用語解説 ※順不同

🌿 直接支援と間接支援

個別援助活動における介入方法は、大きく二つに整理できます。一つは、ソーシャルワーカーが支援の対象者に直接的に働きかけて対象者の主体的な取組を支える方法。もう一つは、様々な人やサービス、制度などの社会資源に働きかけて環境に変化をもたらす、間接的な支援の方法です。これらの両方を状況に応じて組み合わせる必要があります。

🌿 アドボケート/アドボカシー

権利表明が困難な児童・生徒など、本来個人がもつ権利を様々な理由で行使できない状況にある人について、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する機能を「アドボカシー」、代弁・擁護者を「アドボケート」と呼びます。

🌿 ケース会議

「事例検討会」や「ケースカンファレンス」ともいい、解決すべき問題や課題のある事例(事象)を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える会議となります。ケース会議の場では、基本的に、アセスメントやプランニングを行い、それぞれの役割の確認なども行います。事例の状況報告だけにしないよう注意が必要です。

🌿 社会資源

社会生活上のニーズの充足や問題解決のために活用される多様な資源の総称。施設・機関、設備、備品、資金等の物的資源、ソーシャルワーカーなどの各種専門職、家族、ボランティア等の人的資源、制度、政策、法律等の制度的資源のほか、知識、技能、情報などが含まれます。

🌿 BPS(Bio-Psycho-Social)モデル

BPS(生物・心理・社会)モデルとは、1977年に精神科医のジョージ・エンゲル(Engel,G.L.)が提唱しました。対象者の問題に対して生物的・心理的・社会的観点から多面的にアセスメントや介入を行おうとする枠組みのことを指します。

2. SSWの役割と職務

■ SSWの役割

文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」で示されているSSWの役割は次のとおりです。

- ① 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員への研修活動

出典：スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領(平成25年4月1日 初等中等教育局長決定)
※平成27、28、29、30年、令和2、4、5、6年一部改正

■ 「チームとしての学校」について

平成27年12月、中央教育審議会が「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)(中教審第185号)」を取りまとめました。

この答申では、「チームとしての学校」が心理や福祉等専門スタッフの専門性により、教育活動を充実していくことが期待できるとし、以下の三つの観点で施策を講じていくことが重要であるとしました。

▶ 専門性に基づくチーム体制の構築

学校が複雑化・多様化した課題を解決し、新しい時代に求められる資質・能力を子供に育てていくためには、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整えることが第一に求められる。

▶ 学校のマネジメント機能の強化

学校が家庭、地域とも連携・協働しながら、一つのチームとして機能するように、学校のリーダーシップ機能や学校の企画・調整機能、事務体制を強化するとともに、学校に関わる全ての職員がチームの一員であるという意識を共有する。

▶ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

「チームとしての学校」において、教職員一人一人が力を発揮できるよう、人材育成や業務環境の改善等の取組を進める。

出典:チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)中教審第185号

■ SSWの職務内容

平成29年1月には文部科学省より「児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(報告書)が発出され、「SSWガイドライン(試案)」が示されました。

「SSWガイドライン(試案)」を踏まえたSSWの職務内容は以下のとおりです。

状況	領域・対象	職務内容	対応・方法(例)
平常時	ミクロ 個人 (児童・生徒、保護者等)	▶ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童・生徒と児童・生徒が置かれた環境への働き掛け	▶ ソーシャルワークの展開過程(☞P.10参照)に応じた児童・生徒への面接や家庭訪問等の支援活動 ▶ 保護者に対する関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
	メゾ 学校組織 (管理職・教員・校内委員会等)	▶ 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援(☞P.24「SSW及び学校への支援」参照)	▶ 校内相談支援体制への関与 ▶ 関係する教職員への相談援助 ▶ ケース会議の事前調整等開催支援 ▶ ケースのアセスメント及びプランニングへの支援

			<ul style="list-style-type: none"> ▶ ケース会議への出席 ▶ 校内委員会等への出席 ▶ 校内支援チーム体制作りの支援活動 ▶ 社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討) ▶ 学校現場での有効な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修
	<p>マクロ</p> <p>自治体等体制(区市町村教育委員会、子供家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、保健所、警察など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整(▶P.24「SSW及び学校への支援」参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育委員会への個別事案の報告、連絡、相談等 ▶ 児童・生徒及び家庭環境等に関する情報をもとに、関係機関と連携した学校支援体制の構築等 ▶ 小中学校間での連携支援 ▶ 関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ ▶ 教育委員会とSSWが連携した、学校や自治体のアセスメント及びネットワーク体制作り ▶ 地域における関係機関の連絡協議会等への参加
緊急時	状況に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ソーシャルワークの技術を用いた問題状況の解消・再発防止支援(アセスメント及び支援計画立案・実施等の個別対応含む) ▶ ケース会議等を踏まえた、校内体制構築支援及び関係機関との調整・仲介・連携支援(関係機関への同行、働きかけ、校内での居場所づくり等を含む) ▶ 自治体における体制づくり(要保護児童対策地域協議会への関与、NPO等外部関係機関との連携等) ▶ いじめ防止対策推進法に基づく対応支援

※文部科学省「SSWガイドライン(試案)」を元に作成

SSWの法的位置づけ

平成29年4月の学校教育法施行規則改正において、学校のSCとともに法的な位置づけがなされました。

令和3年8月の同規則改正により、SC及びSSWに関する規定を幼稚園にも準用することが示されました。

学校教育法施行規則 第4節 職員(抜粋)

第六十五条の三

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の四

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

※中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用

▶ 参考

学校教育法施行規則に関する通知(抜粋)

▶ 平成29年3月31日付28文科初第1747号文部科学省初等中等教育局長通知

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」

(2)②スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。

▶ 令和3年8月23日付 3文科初第861号文部科学省初等中等教育局長通知

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」

(5)1 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用に当たっては、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における留意事項等を示した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(平成29年3月31日付け28文科初第1747号文部科学省初等中等教育局長通知)を踏まえつつ、多様な背景を持つ家庭や幼児の発達の課題に対応する観点に留意すること。

2 幼稚園においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用する際には、地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや、幼児教育アドバイザー等を含む自治体における幼児教育推進体制等との連携に留意すること。

3. スクールカウンセラー(SC)との役割の違い

SCとSSWの専門性

スクールカウンセラー(SC)とSSWの役割については、教員等にその違いが十分に認識されないことがあります。

どちらも、児童・生徒や保護者に関わり、面談等を通して相談援助を行います。両者の基本的な違いは、人の心理に焦点を当て個人の変容を目的とするアプローチ(SC)と、人と環境との関係に焦点を当てるエコロジカルな視点とアプローチ(SSW)にあるといえます。

SCとSSWの専門性の違い

名称	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
人材	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格	臨床心理士、公認心理師、精神科医 等	社会福祉士、精神保健福祉士 等
手法	カウンセリング(児童・生徒の心のケア)	ソーシャルワーク(児童・生徒と児童・生徒が置かれた環境(家庭、友人関係等)への働きかけ)
配置	学校、教育委員会等	教育委員会、学校等
主な職務内容	①個々の児童・生徒へのカウンセリング ②児童・生徒への対応に関し、保護者、教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童・生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童・生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、児童・生徒の心理的問題への予防的対応(ストレスチェック等)	①児童・生徒と児童・生徒が置かれた家庭環境や地域ボランティア団体への働きかけ ②個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④教職員等への福祉制度の仕組みや活動等に関する研修活動

学校によっては、「これはSCの案件(ケース)」「これはSSWの案件(ケース)」と、「すみ分け」に注力する例が見受けられますが、近接領域であるがゆえに、個々の活動においては重なる部分が少なくなく、むしろその「重なり」の中で、それぞれの専門性に立脚した多面的な見立てが可能になると考えられます。

SCによる心理的な見地からの見立てや助言は、教職員のみならずSSWにとって不可欠であり、支援計画に役立つものとなります。大切なのは、両者の専門性の違いによる見立て(アセスメント)をすり合わせることです。

よって、教育委員会や学校は、SCとSSWの勤務をあわせる日を設定したり、ケース会議にはなるべく双方が出席できるよう配慮をしたりすることが望ましいでしょう。

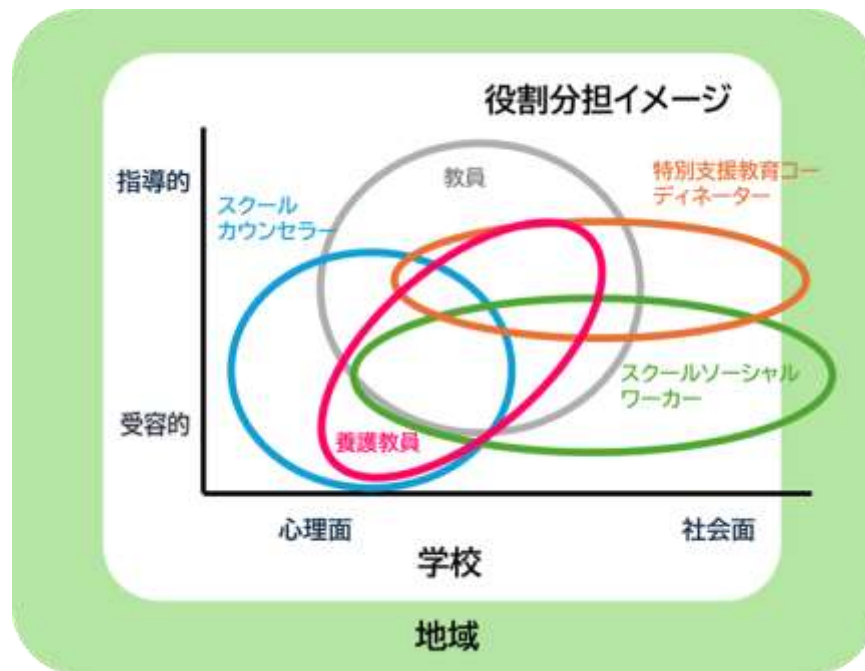
■ 学校内での役割分担

以下の図は、学校内での専門的な役割を担うスタッフ(SC、SSW、養護教諭、特別支援教育コーディネーター)の役割分担をイメージした図です。

SSWは、児童・生徒の社会面にアプローチする立場で、学校内外(地域)における活動役割を持っているといえます。

教員を中央に、それぞれが重なりあっているところに着目することが重要です。この重なる部分を大切にすることで、ケースへの共通理解と支援チーム(他のスタッフ)同士の職務理解が進むことになります。

🌿 学校内での役割分担イメージ



出典:東京学芸大学<子どもの問題>支援システムプロジェクト「スクールソーシャルワーカーのしごと」(P.4)

4. 組織的対応の必要性

■ SSWへの支援体制と組織的対応

SSWの職務は、「SSWの実践領域」(P.9参照)や「SSWの職務内容」(P.12参照)にあるように、ミクロからマクロまで多岐にわたります。専門的な技術を用いて、個人レベルだけではなく、組織間の連携も視野に入れ、**学校の内外を行き来しながら支援を展開**します。

それらの支援を最大限効果的に展開するためには、SSWが個人的な力量を身に着けているということだけでなく、**組織的対応の重要性を十分に理解し、組織内外の連絡協調を進めて**ことが必要となります。

そのため教育委員会は、自ら責任を持って組織的対応の中心に立ち、SSWをバックアップするなど、体制を構築していくことが重要です(■P.24「1. SSWへの支援」参照)。

■ 学校への対応

教育委員会は、体制が機能しているか適切に把握し、学校等においてなんらかの課題が生じている場合は、担当指導主事等教育委員会事務局のSSW事業担当者や、外部スーパーバイザー(SV)を中心に、その解決に向けて**組織的に対応**することが必須となります(■P.29「2. 学校への支援」参照)。



第2章 教育委員会におけるSSW活用体制の構築

■STEP2■ SSW活用の目的及びしくみの明確化を行う (教育委員会による教育相談体制のグランドデザイン)

STEP
2

1. SSWの活用を進めるにあたって(教育委員会の役割)

■ 教育委員会におけるSSW活用の目的及びしくみの明確化

各区市町村の教育委員会は、所管する教育施策や、自治体内での教育相談及び子供家庭相談を含めた相談支援施策にのっとり、SSWの立ち位置・位置づけを含めた職務内容について明確にし、事業の有益性を学校や関係機関に示せるようにする必要があります。

それには、人材確保や育成方法の体制及びサービス関係等の労働環境整備、離職防止に向けた取組等のSSWへの支援に加え、学校への啓発・PRとあわせて、学校に対する具体的な支援が重要となってきます。

SSWと学校を適切につなぎ、学校現場がSSWと協働体制を組めるようにするのが教育委員会の大きな役割となりますが、自治体内における相談支援体制への寄与もまた、使命の一つと言えます。

日頃から、SSW活用の体制構築を通して、自治体内の関係部局との連携を進めることも、大切な取組となります。

2. SSWの配置形態及びメリット/デメリット

■ 配置形態の例

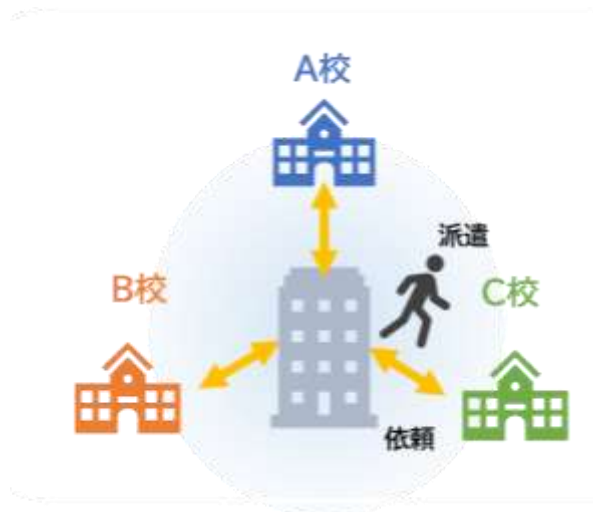
SSWの配置には①教育委員会・教育支援センター等への配置②学校等への配置③その他のようなパターンが考えられます。

配置形態については、各教育委員会の実際の状況に応じて考慮する必要があります。それぞれにおいて効果的な支援が実施できる形態を選択して配置するのが望ましいでしょう。

①教育委員会・教育支援センター等配置	②学校等配置	③その他
SSW事業を担当する部署が教育委員会や教育支援センター内にあり、SSWの自席の確保・パソコンの配備などの環境がある等	直接学校へ出勤する形をとり、校内に自席やパソコンがある等	①と②を適宜組み合わせて配置したり、重点校を選定したりしている等

■ 配置形態の内容とメリット/デメリット

①教育委員会・教育支援センター等配置(教育委員会等を拠点にして活動)



派遣方式

学校からの申請書や連絡により事案ごとにSSWを派遣するもの等

巡回方式

複数校を定期的に巡回するもの等

担当校巡回方式

担当校を決め、定期的に巡回するもの等

地区(エリア)方式

自治体内を地区(エリア)別に分け、それぞれ担当SSWを配置するもの等

メリット

- ▶ 多くの学校を効率的に支援できる。
- ▶ 学校への間接的な支援(コンサルテーション)が中心となることで、学校主体の支援体制や教育相談体制の構築に有効である。
- ▶ 多くの学校を支援することで学校支援体制の統一化が期待できる。
- ▶ 指揮管理を教育委員会が行うため、学校の意向に流されすぎない(中立的立場を維持できる)。
- ▶ 行政のネットワークに参加しやすい。
- ▶ 緊急時に介入しやすい(介入的な関わりをつくることができる)。

デメリット

- ▶ 教職員や保護者との信頼関係を構築しにくい。
- ▶ 学校が抱える課題、支援ニーズへの把握が十分でないまま対応することもある。
- ▶ 学校側の理解が不十分な場合などは、必要な相談依頼がSSWに届かない。
- ▶ 短期間で適切な見立てと援助が求められる。
- ▶ 多くの学校を支援することで、ケース数が増えてしまう場合がある。
- ▶ SSWが対応するケース数が多くなった場合、SSW自身がストレスを抱えやすくなる。

② 学校等配置(特定の学校を拠点に活動)



単独校配置方式

決められた学校のみを担当するSSWを配置するもの等

拠点校派遣方式

拠点となる学校(中学校等)にSSWを配置し、その近隣校(中学校区にある小学校等)の要請に応じて派遣するもの等

拠点校巡回方式

拠点となる学校(中学校等)にSSWを配置し、その近隣校(中学校区にある小学校等)を定期的に巡回するもの等

メリット

- ▶ 児童・生徒や保護者がSSWに直接相談を行うことができる。
- ▶ 教職員や保護者との信頼関係を構築しやすい。
- ▶ 学校の抱える課題、支援ニーズを把握しやすい。
- ▶ 個別ケースの対応を継続的に行うことができる。
- ▶ 校内の会議や委員会への出席が可能となり、多様な情報が得られやすい。
- ▶ 学校内のチーム支援体制の構築が行いやすい。
- ▶ 迅速に支援を行いやすい。
- ▶ 気になる事例のピックアップなどに直接関わることができる(=予防的な関わり)。
- ▶ 派遣型では要請がなかった学校にも入ることができる。

デメリット

- ▶ 対応できる学校、ケースが限定的で効率性が低くなる可能性がある。
- ▶ 学校側の理解が不十分な場合、SSWの負担が過度になってしまうことがある。
- ▶ SSWの力量によって学校ごとの支援に差が生まれる。
- ▶ 学校の意向に寄ってしまいやすい。
- ▶ 校内の突発的な事象(緊急的な児童・生徒対応等)や、本来の職務とかけ離れた業務(学習支援等)を依頼されてしまう場合がある。
- ▶ サービス管理が困難になる場合がある。
- ▶ 同所属のSSW同士が顔を合わせにくいいため、SSW同士で助言しあうこと(ピアSV)などできない。

③ その他

区市町村教育委員会の状況に応じ①教育委員会・教育支援センター等配置方式と②学校等配置方式を適宜組み合わせ配置しているケースや、機械的な区割りを行わず、重点校を選定しているケースなど、臨機応変な運用を行っている場合があります。

メリット

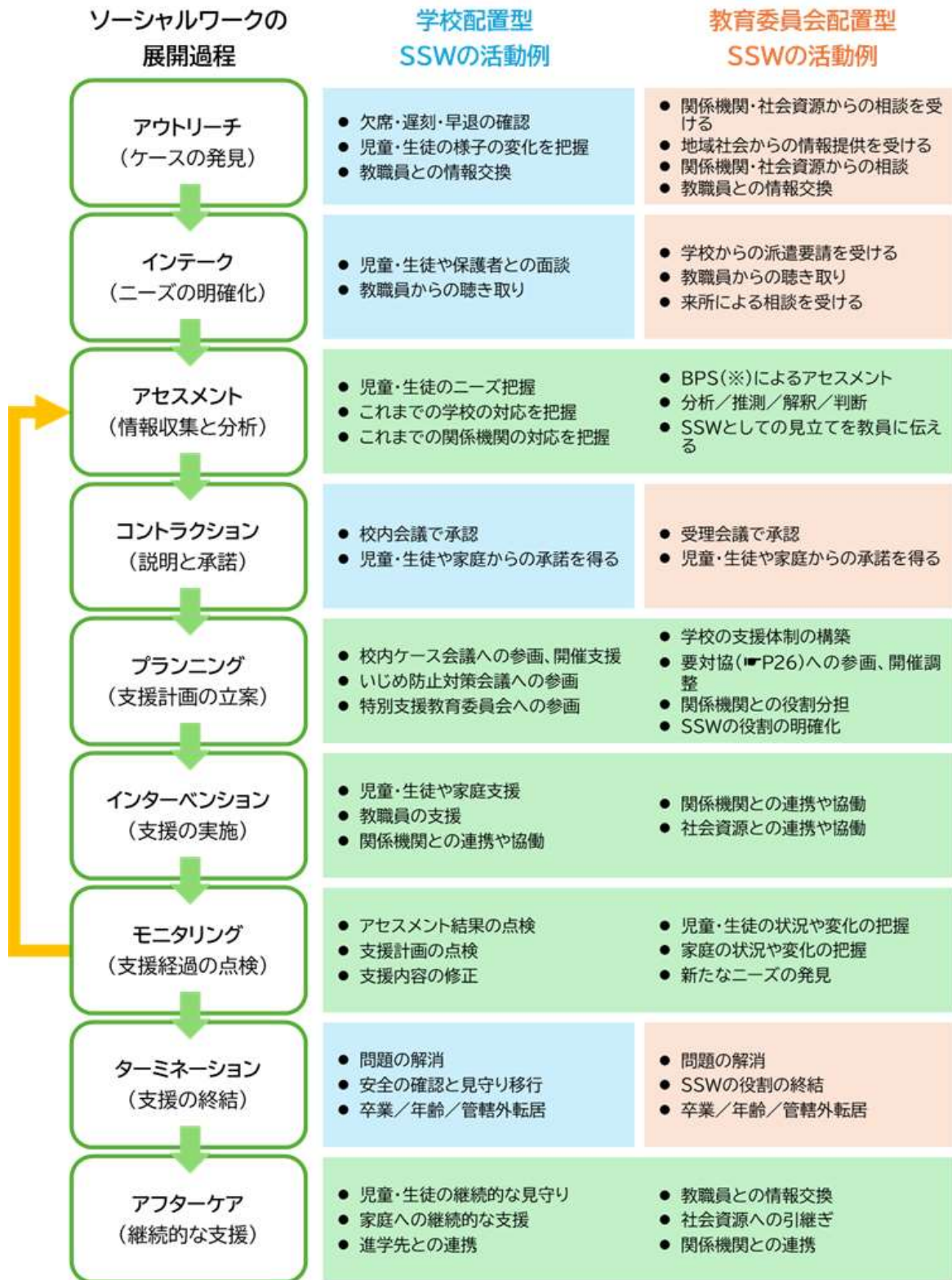
- ▶ SSWの雇用人数等、状況に応じた支援体制を組むことが可能となる。
- ▶ ①・②双方のメリットを補完することができる。
- ▶ 重点的な支援が必要な学校に対して、試行的に実施できる。

デメリット

- ▶ 活動への実感の持ちにくさ(一般的な支援活動とは違う動きを要請される場合がある等)により、SSW自身の職務へのモチベーションを保つことが難しい場合がある。
- ▶ 比較対象となる配置形態がないことで、客観的な効果(有効性)を示しにくい。

※また上記以外にも、自治体の正規職員(福祉職等)として採用され、SSWの職名で勤務しているケースや、指導主事への助言(アドバイザーとしての役割)を主な職務とするSSWを教育委員会に特別に配置しているケースなどがあります。

■ 配置形態別のSSWの展開過程



(※)BPSについてはP.11「用語解説」参照

SSWを孤立させない「エリア制×チーム対応」

▶ エリア制×チーム対応

中野区においては学校の依頼に基づく派遣型SSWを採用しており、中学校区を3地区に分け、各エリアの担当としてSSW9名が3名ずつのチームに分かれ活動する「エリア制×チーム対応」により相互フォローの体制を構築しています。この場合、担当エリアが決まっていることで対応校を絞りケースに集中できるほか、複数名で担当することにより一人のSSWにケース数が偏ることがなく、効率的に対応することが可能となります。学校との連携においても、エリア担当が窓口となることで学校との関係を築き、安定した支援が実施できています。また、定期的に担当エリアの全小・中学校を訪問し、各校の状況を把握したり、関係づくりに努めたりもしています。

▶ チーム内運営と全体の進行管理

チームとして複数対応を行う際、重要となるのは情報共有です。中野区ではエリアごとに進行中ケースについての進捗確認を行うエリアミーティングを定期的に行い、チーム内での情報共有と方向性の確認に努めています。その上で、チーフSSWが全ケースの進行管理を担い必要と判断した場合にはフォローやミーティングでの検討を行うことで、全体的に総括する体制を整えています。エリア内で解決が難しい場合は他エリアのメンバーが支援に入ることもあるほか、エリアとは別のグループで研修や事務的なツール管理などの運営を担当することで、SSW同士による相互作用を最大限に生かした運営体制としています。

▶ 人材育成・定着支援への効果

エリア制かつチーム対応を採用することで、学校等に対して手厚いフォロー体制を提供しながらも、負担軽減と人材育成を実現しています。SSWが個人で抱え込むことがなくなるため、SSWの孤立化等を防ぐことにも役立ち、人材の定着においても効果があると考えられます。

ご存知ですか？

中野区
スクールソーシャルワーカー
利用のご案内（保護者の方へ）



スクールソーシャルワーカー（SWSW）とは
学校生活で困っていることについて、相談や家庭訪問を通じてお子さんやご家庭の気持ちを支えながら、一緒に考えていく福祉の専門職です。
必要に応じて、学校や区のある窓口等とのかわりをお手伝いしたり、社会サービスを紹介したりすることもできます。中野区では、10名のスクールソーシャルワーカーが、区立の各小中学校を担当しています。皆、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格を持っています。

また、スクールソーシャルワーカーが活躍する
A.スクールソーシャルワーカーは、学校が相談などの対応できる体制で、かつオンラインを活用して支援を行う体制の専門職です。

困っているような状態にいらっしゃいます

- ・ 学校を休みがちになっている
- ・ 学校に行きたくない、休むことが難しい
- ・ 生活リズムが乱れていて学校生活に影響している
- ・ 友人や先生との関係、家庭との関係に悩んでいる
- ・ 学校でいじめや虐待が起って困っている

その他、困っている状態は、下記に無関係に申し込んでください。

● **お申し込み方法**
話しやすい先生に「スクールソーシャルワーカーに相談したい」と伝えてください。
担当： 養護教諭、副校長、校長など、学校長までお電話ください。

● **相談日時**
月～金曜日（休日は除く） 8時30分～15時15分
必要に応じて無休対応にも対応しております。

● **相談場所**
学校、教育センターやご家庭 など

〒164-8611
東京都中野区中野1-4-17
ふるいスタッフなかの東陽
教育センター



第3章 SSW及び学校への支援

■STEP 3 ■ SSW及び学校への支援を実施する (SSWと学校の相互理解とSSWの活用促進)

STEP
3

1. SSWへの支援

■ SSWの専門性向上と組織力の向上のために

スクールソーシャルワークの特徴のひとつに、「環境への働きかけ」があります。この「環境」とは、児童・生徒や保護者の生活環境でもあり、学校を含めた地域社会でもあることから、多くの関係者や関係機関との連携が欠かせません。

一方、学校内においてSSWは、「チーム学校」の一員としての対応が期待されます。よってSSWには「ひとりひとりの担い手としての専門性の向上」とともに、「組織力(チーム力・連携力)の向上」が求められていると考えられます。

この2つの向上のため、所属機関である区市町村教育委員会では、以下のことに取り組む必要があります。

■ 研修体制の整備

① 体系的な研修の実施

SSWが取り扱うケースは、相談の入り口が例えば「不登校」であったとしても、その背景には今日的・複合的な課題が複数存在している場合があり、課題を整理し、適切な対応を行うためのアセスメント(見立て)力や、チームで対応していく実践力が求められます。

SSWが専門性を維持し、さらにその能力を向上させるために研修は欠かせません。

区市町村教育委員会はSSWの職務遂行のため、計画的・組織的に研修会の機会を創出したり、社会福祉士会・精神保健福祉士協会等の職能団体が開催する研修会や事例検討会への参加を支援したりする必要があります。

また、研修の種類としては「個人学習・研究」「研修会(内部・外部)への参加」「自主勉強会」「情報交換会」などがあります。研修会への参加や情報交換会などを積極的に取り入れることも有効です。専門性を高めるための研修には、職務に位置づけられたものと自己啓発的に行われるものがあり、どちらも欠かせません。区市町村教育委員会は、これらの必要性を認め、機会を保障していくことが大切です。

特に、教育相談体制を円滑に機能させるために、SC、SSW、教職員など関係者が一堂に会したケース会議のシミュレーションなど、より実践的な研修が重要となります。

東京都が実施した各自治体への調査においては、初任者への研修やOJTについて、なかなか取り組めていない現状が把握されました。初任者への研修の充実が望まれます。

なお、東京都においては、令和6年度より、SSWの研修体系の整備を目指し、「課題別研修」のほか、初任者向けも含めた「実務研修」等を行っています。

② 人材育成計画の立案

研修をより効果的なものとするためには、区市町村教育委員会内における人材育成計画を立案し、人材育成計画に研修をひもづけることが大切です。

区市町村教育委員会が、人材育成の視点を持ち、専門職としてのキャリア形成・能力開発に着目することは、SSWの支援の質を担保し、学校支援に貢献することにつながります。

また、そのことが、SSWの定着・離職防止につながると考えられます。(P.27「SSWの定着支援・離職防止対策」参照)。

SSWの周知

SSWの専門性を活かすためには、学校、関係機関等にSSWの役割などについて周知していく必要があります。そのため、校長研修、副校長研修、生活指導主任研修など様々な研修において周知を行い、殊に管理職等のSSWに対する理解を促すことが重要です。

既存の校長会、副校長会、生活指導担当者会、養護教諭の会等において、SSWの役割に関する研修実施や活用方法の周知などをこまめに行うことが大切です(P.33「SSWの周知・活用促進」参照)。

スーパービジョン (SV) の実施 (スーパーバイザーの配置)

SSWの専門性の担保のために、教育委員会は必要に応じて、SSWが同じ専門職であるスーパーバイザー等に相談し、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができるスーパービジョン(SV)の体制を整える必要があります。スーパーバイザーは、見立てと手立てについて指導ができ、スクールソーシャルワークないしソーシャルワークに関する知識と経験を有している専門家に依頼するのが理想的です。

▶ スーパービジョン (SV) について

援助者の専門的実践についての指導・調整・教育・評価を行う立場にある機関の管理運営責任を持つ職員や熟練したソーシャルワーカーが行うもので、スーパーバイザー(スーパービジョンを受ける人)との信頼関係を基底に、その人の業務及びソーシャルワーク実践を管理し、教育し、支持すること(管理的・教育的・支持的機能という)によって専門職としての熟成を図ることをいいます。

- 🍃 **管理的機能:** スーパーバイザーの能力を把握し、それに見合う業務を担当させるなかで成長を図れるように管理することをいう。
- 🍃 **教育的機能:** すでに獲得している知識、技術の活用を促す方法を教育したり、不足している知識を指摘したり、課題を示したりすることなどをいう。
- 🍃 **支持的機能:** スーパーバイザーが業務上でできていることを認めるとともに、できていないことに気づき、取り組もうとする意思を励ますことをいう。

■ 業務マニュアルの作成（各教育委員会内でのサービス管理及び整備）

SSWの職務内容の規程や業務量・旅費などの管理、支援内容の確認など、事務的なサービスをはじめとして、SSWがどのような支援業務を行っているか、各教育委員会は把握しておく必要があります。特に、**学校事故や重大事態**などへの支援に従事した際の報告の仕方や学校との連携（連絡体制）等、ルールを盛り込んだ**業務マニュアルの策定**は重要となります。

■ 記録様式の整備

スクールソーシャルワーク実践では、自身の業務を記録し、支援全体へ生かすことが必要となります。また、そうした記録によって、児童・生徒や保護者、教職員をはじめとした関係者や関係機関、支援活動を協働で実施するチームメンバー、所属機関である教育委員会への報告や情報共有が可能になります。

記録様式はSSWと相談の上、なるべく使いやすいフォーマットを採用し、統一しておくことが大切です。

学校との報告や情報共有について、SSWは、児童・生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、その記録した情報を学校と共有する必要があります。また、関係機関と共有が必要な情報については、児童・生徒本人や保護者に説明し、了解を得ることが原則ですが、困難な場合は**要保護児童対策地域協議会（要対協）**等を活用する等の配慮を行うことが重要です。

▶ 要保護児童対策地域協議会（要対協）について

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される児童福祉法第二十五条に規定される協議会

■ 個人情報の扱いについて

個人情報を扱うことから、SSWが一般職の地方公務員である場合には、地方公務員法に基づく**守秘義務**が課されることとなります。

一方、SSWが特別職の地方公務員として採用されている場合、地方公務員法は、特別職の地方公務員に適用されないことから、SSWを雇用する際には、**守秘に関する誓約書**を収受するなどして、守秘義務を課す必要があります。

ただし、SSWが職務上知り得た情報のうち、学校が児童・生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、**学校全体で管理**することが基本となるため、学校に報告することが必要です。

そのため、各教育委員会は、各資格に関する法律（**社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法等**）に規定される**法的義務**（秘密保持義務、誠実義務など）並びに、それぞれの職能団体

で定める倫理綱領及び行動規範を理解した上で教職員とのバランス及び組織的対応とのバランスを考慮し、適切に守秘義務を課し、共通理解を図る必要があると考えられます。

■ ケースの管理方法（記録の保管等）

相談記録などの個人情報の保管・管理については、各教育委員会や学校の規定に則り厳重に管理することが大切です。

ケース会議等におけるケース記録の取り扱いについては、氏名等個人を特定できないようにし、個人情報が見えられないよう配慮する必要があります。会議後は記録用のものを除いてすべて回収し、裁断処理（ペーパーレスの場合は情報の削除）を行う等、適切な取扱いが必要です。

学校及び関係機関との連携に際しては、個人情報の保護や開示を意識した記録の管理が重要です。記録は、支援の説明責任を果たすツールにとどまらず、開示請求があった場合に適切に対応できるようにすることが求められています。よって、あらかじめ各自治体内や関係機関と記録の取り扱い（ポリシー）を確認し、適切な管理を徹底していく必要があります。

記録の保存年限と廃棄についてのルール徹底も必要です。規則の周知と遵守については、年度初めなどにSSWへ伝達することが重要です。

■ SSW相互のつながりの支援（SSWのメンタルヘルス）

対人援助職であるSSWは、支援すべき相手のことを優先することが、職務としての前提にあります。また、学校という組織文化の中で疲労を訴えにくい、自分のストレスを自覚しにくい等、自身のケアは後回しになることがあります。

SSWのメンタルヘルスについて、配慮が必要となった場合には、教育委員会では業務量の適切な管理や心理的負担の軽減に努めることが大切です。また、教育委員会内部において、指導主事や事務職員、SSW同士等、関係者間において日頃からコミュニケーションをとり、相談しやすい体制をつくっておくことが重要です。

SSWが複数雇用されている場合でも、業務上、「一人職」となる場合もあることから、SSW同士が話し合える時間の設定や、場合によっては複数対応（バディ制）をとるなどし、同職種同士の業務の調整等を行い、SSWが孤立しないような工夫をすることも大切です。

■ SSWの定着支援・離職防止対策

上記のような工夫に加え、SSWの定着を支援し離職を防止するには、例えば案件の多い学校については一定期間中にSSWの配置換え（ローテーション）を行ったり、SSWの力量に合わせて職務をわけたりする（統括的立場のSSW、例えば主任及びチーフとなるSSWを配置する）等、特定のSSWに業務が偏らないようにする方法を検討するとよいでしょう。

また、困難ケースには統括的立場になるSSW（主任やチーフ）が対応に入るなども必要といえるでしょう。

 SSWの専門性・主体性を活かした組織運営「SSW部会」

▶ SSWが主体的に活動する「SSW部会」

学校からの依頼に基づき福祉的支援の専門家として個別支援(ケースワーク)を行うことが主流と捉えられがちなSSWについて、練馬区ではよりソーシャルワークという専門性を活かすことのできる仕組み「SSW部会」を取り入れています。「SSW部会」では、SSWが4つの部会のいずれかに所属し、運営・研修の検討や活動ボランティアの支援、地域資源の活用など主体的な活動に参加することで、組織運営の一端を担っています。

部会名	役割
総務部会	SSW 庶務、集約等
運営部会	業務改善・研修のテーマ検討
ネリマフレンド部会	活動支援ボランティアの募集・研修
地域資源部会	地域施設・団体・居場所等の情報収集・連携等

▶ SSWが自ら考える研修体系

スキルアップや支援のフォローを目的とし、2年前からおもに初任者を対象とした研修の充実を図っています。内容はSSW部会の運営部会で検討し、基礎から実践まで様々なテーマの研修を実施しています。1・2年目の離職者減少などの効果も現れています。

研修テーマ	
スクールソーシャルワークの基礎	関係機関事業の相互理解 (子ども家庭支援センター・地域福祉課・ボラセン等と)
区職員・SSWとしての倫理、 区の概要・組織理解	中3生進路相談対応
学校理解	心理教育相談員との合同研修
ケース事例検討・活動のふりかえり	トピックス研修(読み書き障害・外国ルーツ等)



2. 学校への支援

■ 学校における教育相談体制づくりと教職員や専門スタッフの役割の明確化

SSWの活用を推進するためには、学校における教育相談体制づくりにSSWをどのように関与させるか、区市町村教育委員会内で共通理解を図っておくことが重要です。

また、学校内において、教育相談担当、生活指導担当教員、養護教諭等の教育相談体制における役割を明確化しておくことも必要となります。

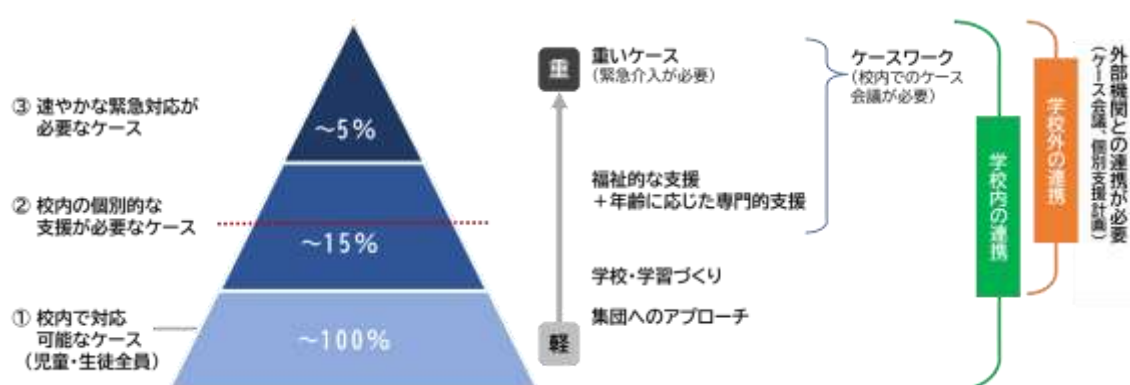
各教育委員会において策定したSSWに関するビジョンを踏まえ、学校長のリーダーシップのもとSSWの配置のねらいや専門性、役割についてすべての教職員が理解していくこと、また、SCやSSWの窓口となる中核的な役割を持つ担当教員(コーディネーター)を、校務分掌上に位置づけるなどの工夫により、校内体制が図られることとなります。

各教育委員会は、SSWの配置形態を考慮しながら(▶P.22「配置形態別のSSWの展開過程」参照)、SSWの校内委員会への定期的な参加をはじめ、学校との円滑な連携を推進することとなります。

■ ケースに対するSSWの役割及び教職員との連携・協働

ケースの状況によって、関与の仕方(ケースへのアプローチ)に違いが生じます。ケースの緊急度や関係者の有無や多寡、校内のみで対応が可能か、それとも校外の資源を活用する必要があるのか等により、職務内容や業務の範囲が変化します(▶P.30「校内におけるSSWの具体的な職務」)。下記の①～③の段階に応じた対応をSSWは検討し、教育委員会はこれを理解した上で、学校のチーム支援体制構築を促す必要があります。

🌿 ケースに対するSSWの役割及び教職員との連携・協働



※とうきょうの地域教育No.134(P.7)を元に作成

SSWが連携・協働する教職員

- ① 校内で対応可能なケース⇒主に担任や生活指導担当教員、養護教諭
- ② 校内の個別的な支援が必要なケース⇒担任、生活指導担当教員、養護教諭、SC、管理職(ケース会議必須)
- ③ 速やかな緊急対応が必要なケース⇒担任、生活指導担当教員、養護教諭、SC、管理職 なお、③は管理職の早急な判断を要する

校内におけるSSWの具体的な職務

段階	対応方針	方法	具体的な対応例
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 予防的対応 ▶ 心理・福祉教育 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教員への助言 ▶ 研修立案・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援を要する児童・生徒の早期発見・早期対応(教員への助言) ▶ 児童虐待等に関する研修会の実施
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 校内における支援体制づくり ▶ 関係機関との連携が必要かどうかの見極め 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童・生徒・保護者への個別対応 ▶ アセスメントの実施(SCとの連携) ▶ 校内委員会への援助 ▶ 組織対応に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童・生徒・保護者との面接 ▶ 授業参観 ▶ 不登校児童・生徒等への家庭訪問 ▶ 医療機関同行等 ▶ 校内委員会及び個別ケース会議への出席、開催支援、運営に関しての助言等
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危機介入 ▶ 関係機関との連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊密な組織対応及び個別対応 ▶ 関係機関への連絡調整・支援計画立案・実施等 ▶ 関係機関と学校の橋渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童虐待・いじめ等法令に係るような困難ケースへの直接対応と技術的助言 ▶ 要保護児童対策地域協議会(▶P.26参照)/福祉部局等との連絡調整 ▶ ケース会議実施、対応方針決定等

※段階①～③はP.29「ケースに対するSSWの役割及び教職員との連携・協働」の図に对照

■ ケース会議（支援会議）の調整と実施

ケース会議とは、児童・生徒を支援していく上で、支援に関わる者が①共通理解のもとに今後の支援の方針や方法を検討し、②ケースをめぐる混沌とした状況や問題を整理し、③支援計画を作り、④社会資源との連携や校内チームをつくり、⑤学校内外の支援を具体的に機能するように働きかけるという、SSWの役割の中でも重要な実践となります（▶P.11「用語解説」参照）。

一方、多忙な学校現場では、十分な回数のケース会議を持っていない場合もあります。また、会議の運営（ファシリテーション）によって、状況の確認だけで終わってしまう場合もあり、より効果的な会議の運営の定着が望まれるところです。

各教育委員会はそれらの状況を踏まえ、効果的なケース会議を開催できるよう、SSWのファシリテーション技術向上や関係機関との連携（学校の橋渡し）に努める必要があります。

ケース会議の段階	具体的対応
1. 事前調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校管理職や校内のコーディネーターと日程、場所、参加者を検討する。日程が決まったら、参加予定者へ連絡と出欠の確認を行う。 ▶ 資料作成・情報収集（対象者の基本情報をまとめて記載するフェイスシートや課題の整理・分析を記したアセスメントシートを含む諸帳票など）の準備をする。 ▶ 事前に参加者から課題抽出のために意見聴取し、各担当・機関と資源や制度上の条件の確認を行う。 ▶ 会議の次第を管理職等と確認し、配付資料は事前に印刷し、回収の可否を確認する。 ▶ 守秘義務の確認
2. 支援会議の進行と事後調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校関係者以外の外部からの参加者がいる場合、初回は、参加者の座席指定をするか、参加者の簡単な名札を用意するなど互いが知り合う場の工夫、記録用のホワイトボード等の位置等を配慮する。
3. 会話や運営の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参加者が安心して意見が言えるように、否定的・批判的な表現は使わないようにし、終わりの時間（制限時間）を確認して、意見を簡潔にまとめる。 ▶ 会議内での活発な議論が求められるが、参加者間のみ共通事項とし、外部漏洩に気を付ける。
4. 個別支援の協働と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諸帳票を活用し、個別支援の目的と具体的支援計画を整理して記載する。 ▶ その際、支援課題の優先順位や支援の内容（誰が、何を、いつまでに、どこまで）を決め、行動を決める。

公益社団法人日本社会福祉士会
子ども家庭支援委員会「スクールソーシャルワーカー実践ガイドライン（2020）」を一部改変

■ 緊急支援が必要な場合の対応について

あらかじめ、担当指導主事、弁護士、SC、SSW、医師、警察官OB等で構成するサポートチームを編成しておくことが大切です。

緊急事態等、学校だけでは対応が困難な事案が生じた場合等、学校をどのように支援又は対応するかを明確にする必要があります。

教育委員会は、教育委員会内部用の対応フロー図等を作成するとともに、管轄の各学校にも、教育委員会が行う緊急支援時の対応について、周知しておくことが重要です。

緊急時にこそ、教育委員会の指導主事等とSSW・SCとの緊密な連携が求められます。

取組事例③ 八王子市教育委員会

🌱 学びの多様化学校や校内分掌を活用した学校との連携

▶ 相談援助活動の拠点となる学びの多様化学校「高尾山学園」

八王子市では、SSWの所属する登校支援室(市教委の担当所管)が不登校対応の拠点である高尾山学園(学びの多様化学校)内に設置されています。不登校のノウハウや資源を生かしながら、より厚みのある支援を行うことができるほか、高尾山学園の教員と日常的に接することを通じて、SSWが学校文化を学びながら新人育成や相互フォローが行える体制を敷くことができている。



高尾山学園(学びの多様化学校)

▶ 校内分掌「登校支援コーディネーター」

各学校内に窓口となる校務分掌として「登校支援コーディネーター」を配置。不登校の状態になっている対象者を見逃さないよう「個票システム」を活用した初期アセスメントと継続的な支援体制を構築。

また、生活自立支援課等、福祉関連の部署と定期的・組織的に交流するとともに、子ども家庭支援センターとも連携しています。



第4章 外部支援機関・団体との連携

■STEP4■ 自治体（区市町村）における関係機関との連携 （教育相談と子供家庭福祉の円滑な連絡調整体制の構築）

STEP
4

1. 組織間の連携の在り方

SSWが児童・生徒に対する支援を行うにあたり、福祉や医療をはじめとした**地域の関係機関**といかに連携するかということは重要な要素となります。

SSWは、個別ケースの支援の一環として、その家庭状況や心身の状況などのアセスメントをした上で、**必要な社会資源や支援サービスの利用**につなげることが必要になる場合があります。

その際、スピーディに連携し、効果的な支援体制を構築するためには、あらかじめSSWや外部支援機関・団体が互いの職務や役割、もっている資源などを**相互理解**しておくことが極めて重要です。

特にSSWの職務や役割については、SSW個人からではなく**各教育委員会等から各団体に働きかけること**により、適切な理解やSSWの支援者としての立場の確立にもつながります。

2. SSWが連携を図る機関

SSWが連携を図る機関・団体は支援ケースの状況によって多岐にわたります。それぞれの地域の実情に応じて、**積極的な相互理解に努める**ことが大切です。

組織間の連携はSSWが行う**ネットワーク形成の基礎**となり、より**重層的・多面的な支援**を推進するために必要不可欠なものとなるため、教育委員会等が積極的に働きかけることがポイントとなります。

3. SSWの周知・活用促進

SSWの職務や役割への理解を深め、活用を促進するためには、以下のような方法が考えられます。

■ 連絡会の開催

SSWをテーマとする連絡会の開催は、SSWの活動内容や連携方法を関係者に**直接的に理解**してもらうための重要な機会となります。連絡会では、SSWの職務等の説明だけでなく、具体的な**連携事例・成功事例**を紹介し、SSWが実際の業務にどのように役立てられるかを参加者に示すことで、より適切な理解の促進につなげることが望まれます。

また、それぞれの機関・団体において開催される職員研修や連絡会に教育委員会からSSWの参加を申し出ること、SSWに関する説明を行う機会を設けることも有効です。

■ 合同研修の実施

より密接に顔の見える関係を構築し共通の理解を深めるためには、SSWと他の支援機関等の職員が一同に会して研修を行うことは効果的な方法です。

互いの職務内容等について説明し合い、支援に必要なサービス・地域資源などの情報交換をすることで、信頼関係を築き、より迅速で有機的な連携が可能となります。

■ 周知資料の作成・配布

SSWについて幅広く理解を促進するために、パンフレットやリーフレットなどの周知資料を作成し配布することは非常に効果的です。周知資料は、外部支援機関に対してだけでなく、学校や保護者などに対しても作成し配布することでより適切な理解に繋がります。SSWの役割や活動内容を伝えるだけでなく、外部支援機関に対してはSSWによる支援・連携方法や法的根拠（児童・生徒の福祉に関する支援に従事する学校の職員であること等）、学校に向けては学校内外の連携方法、保護者に向けては気軽に相談できる環境があること等を特に強調し、具体的に資料へ記載することで、SSWが児童・生徒に関して行う支援について適切なイメージを抱き、相談に繋がることが可能となります。

SSWが連携を図る主な関係機関

分類	機関・団体	連携内容(例)
福祉関係機関	児童相談所	児童虐待や家庭問題への対応、児童の安全と福祉の確保 等
	福祉事務所	生活保護対象者への支援 高齢者・障害者・ひとり親等対象の制度・サービス等の活用 等
	自立相談支援機関	生活困窮者への支援、家庭環境の改善 等
	要保護児童対策地域協議会（要対協）	地域の要保護児童等に対する支援策の協議、情報共有 等（▶P.26参照）
	子供家庭支援センター	子供と家庭の問題に関する相談・支援 等
	民生委員・児童委員	地域の福祉活動、社会福祉の増進 要支援世帯への支援 等

	社会福祉協議会	社会福祉活動の推進 コミュニティソーシャルワーカーによる住民支援 等
	放課後児童クラブ、児童館、保育所	放課後や保育時間中の児童のケア 等
	児童福祉サービス等事業所 (放課後等デイサービス等)	特別な支援が必要な児童へのサービス提供等
	発達障害者支援センター	発達障害を持つ児童への支援、支援計画の立案 等
保健医療 関係機関	保健センター、保健所	健康診断や予防接種などの保健サービス、 新生児訪問、妊産婦への支援 精神障害や自殺予防に関する支援・助言等
	精神保健福祉センター	メンタルヘルスの課題を抱える児童・生徒及び 保護者への支援、精神疾患や精神障害に 関するコンサルテーション(助言) 等
	病院	医療サービスの提供、健康状態の管理 等
刑事司法 関係機関	警察署(生活安全課等)	児童の安全確保、問題行動の予防 等
	家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、 保護観察所、保護司	非行少年への支援、再犯防止や更生の支援 等
	少年センター、スクールサポーター、 少年警察ボランティア	少年相談、学校や地域での支援活動 等
	日本司法支援センター(法テラス)	法的支援の提供、法的問題の解決 等
教育関係 機関	教育支援センター、教育相談室	不登校や発達等に関する相談、学習支援等
	民間教育団体、民間教育施設	教育サービスの提供、学習支援 等
	転出入元・先の学校、幼稚園	転校や進学に伴う支援、スムーズな移行の 支援 等
団体	社会福祉士会、 精神保健福祉士協会、弁護士会	専門的な支援の提供 等
教育委員 会内	地域学校協働本部の地域コーディネーター、 学校ボランティア、近隣の小・中学校 特別支援学校 等 家庭教育支援チーム	地域と学校の連携・協働による支援 等

少人数で地域をカバーする他機関連携と役割分担

▶ 複合施設「アキシマエンス」における連携体制

昭島市は、SSWの人数が4名と、決して多い人数ではないものの、相談体制として、学校からの依頼のみに限らず、子ども家庭支援センターやひとり親支援担当の部署等に対応しています。対象年齢についても、昭島市の教育相談の対象年齢(18歳)に合わせ、幅広い対象に継続的な支援を行う体制を構築しています。

その理由の一つに、教育・福祉関連の部署が同じ施設「アキシマエンス」内(市民図書館、教育センター、子ども家庭支援センター、男女共同参画センターなどが連携した複合施設)にあるということが挙げられます。同じ建物の中で福祉の所管部署と密な情報共有と役割分担で支援を進めることができる体制となっています。



<施設の案内資料>

また、児童発達支援の部署と週1回の報告会を行い、巡回相談や教育相談と併せて支援の情報を共有するなど、定期的に顔を合わせ連携する関係構築にも努めています。

▶ SSWの対応力を向上するスーパービジョン(SV)の充実

昭島市においては、人材育成を観点としたSVの充実にも力を入れています。4名のSSWに対し、4人のスーパーバイザーが、事例検討やガイドライン作成をテーマのSVを年8回実施しています。

スーパーバイザーの選定においては、児童家庭福祉、障害・地域福祉、スクールソーシャルワーカー、地域福祉の事業者(NPO)など多様な分野から選定することで、支援の幅を広げ、各所とのネットワーク形成を重視することにより効果的な支援の実施に努めています。

参考文献

- ▶ 日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)抄訳「子どもの権利条約」(1994年批准)
- ▶ 日本社会福祉士養成校協会「わが国の社会福祉教育,特にソーシャルワークにおける基本用語の統一・普及に関する研究報告書」2005年
- ▶ 東京学芸大学<子どもの問題>支援システムプロジェクト「スクールソーシャルワーカーのしごと」2012年
- ▶ 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」2013年
- ▶ 文部科学省「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)中教審第185号」2015年
- ▶ 社会福祉専門職団体協議会「ソーシャルワークのグローバル定義と解説」2016年
- ▶ 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課「とうきょうの地域教育」No.134 2018年
- ▶ 文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(報告書)2017年
- ▶ 文部科学省「SSWガイドライン(案)」2017年
- ▶ 総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」2022年
- ▶ 公益社団法人日本社会福祉士会 子ども家庭支援委員会「スクールソーシャルワーカー実践ガイドライン」2020年
- ▶ (社)全国社会福祉協議会「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト(改訂2版)」2021年
- ▶ 文部科学省「生徒指導提要(改定版)」2022年
- ▶ 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会「医療ソーシャルワーカー 行動基準ガイドライン」2024年
- ▶ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会「災害支援ガイドライン Ver.2.1」2024年

スクールソーシャルワーカーの活用促進に向けた ガイドライン検討委員会及び検討経過

第1回

- ◆ 委員長及び副委員長の互選について
- ◆ 区市町村への不登校対応支援事業について
- ◆ ガイドラインの構成要素について
- ◆ SSWの活用に関する調査項目の検討

第2回

- ◆ SSWの活用に関する調査報告
- ◆ SSWの効果的な活用に向けた体制構築に関する状況調査
- ◆ ガイドライン各章の内容について
- ◆ 区市町村教育委員会に対するヒアリング調査について

第3回

- ◆ 区市町村教育委員会に対するヒアリング調査結果概要について
- ◆ SSW活用ガイドラインの素案について

検討委員会委員(敬称略) 令和7年1月31日現在

<有識者>

- | | | |
|-------|-----------------------|-------|
| 牧野 晶哲 | 白梅学園大学 子ども学部子ども学科准教授 | *委員長 |
| 横井 葉子 | 聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科准教授 | *副委員長 |

<区市町村教育委員会>

- | | |
|--------|-------------------|
| 谷合 みやこ | 葛飾区教育委員会事務局教育指導課長 |
| 荒西 岳広 | 国立市教育委員会教育指導支援課長 |

<東京都教育庁>

- | | |
|--------|-----------------------|
| 美越 英宣 | 教育庁指導部主任指導主事(不登校施策担当) |
| 福田 忠春 | 教育庁指導部主任指導主事(生活指導担当) |
| 前田 哲也 | 教育庁地域教育支援部生涯学習課長 |
| 小野島 直美 | 教育庁地域教育支援部生涯学習課統括指導主事 |

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けたガイドライン

発行:東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

住所:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号:03-5320-6874